

# 大分県報

令和元年  
六月十八日  
号外（八）

（火曜日）

## 目次

### 告示

解除予定保安林.....一

### ○告示

#### 大分県告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和元年六月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

#### 一 解除予定保安林の所在場所

竹田市久住町大字白丹字板木七五七一番二（次の図に示す部分に限る。）

#### 二 保安林として指定された目的

水源の涵養

#### 三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和元年六月十八日

大分県報号外（告示）

一